

長岡京遷都と早良親王立太子

岡井 真央人

はじめに

約七〇年間続いた奈良の都に終止符を打ったのは、七八四年に断行された長岡京遷都である。この遷都により、都は初めて本格的に大和国から山背国へ移されることになり、一〇年後の平安京遷都を経て京都は日本の都として長く定着するにいたる。

長岡京遷都に関する史料は多く残されていないために、未だ謎の部分は少なからず存在するが、戦後の研究により、遷都の動機として、奈良仏教による弊害を打破するためとする説⁽¹⁾や、天智系新王統の成立を権威付けるために天命思想に倣ったとする説⁽²⁾などが唱えられ、また考古学の見地からも、長岡京遷都の具体相が明らかにされつつある⁽³⁾。桓武の即位とともに突然立太子し、長岡京遷都とともに廃太子された早良親王も多くを謎に包まれた人物のひとりである。私は彼の立太子、廃太子は長岡京遷都と深く関わっているものだと思う。早良親王が長岡京造営中の種継暗殺事件に関わったとして淡路に流される途中に薨じ、その怨霊が桓武天皇を生涯苦しめたことは周知の事実である。彼が皇太子であった時期はわずか四年であった。しかし彼の立太子は、長岡京遷都に関しては、その在位がわずか四年という年月以上に大きな意味をもつと思われる。

早良親王については、その前歴が「親王禪師」という称号を有する僧侶であったことを明らかにされた山田英雄氏の研究⁽⁴⁾以来、それをうけて本郷真紹氏⁽⁵⁾、高田淳氏⁽⁶⁾等によって研究がなされているが、長岡京

遷都に関して早良立太子の事情や意義については言及がなされていないように思う。

そこで本稿では、まず山田氏、本郷氏、高田氏の研究をもとに、早良親王が立太子する以前の経歴を確認する。次いで早良親王が立太子、廃太子される前後の時期の仏教統制政策の変化から、早良立太子が誰の意図によるものかを明らかにし、早良立太子の意義を長岡京遷都との関連においてとらえてみたいと思う。

第一章 早良親王の経歴 ― 光仁朝における「早良親王禪師」 ―

本章では山田氏の見解を紹介しながら、早良親王と仏教界との関係、さらには光仁朝期における早良親王の東大寺⁽⁷⁾仏教界における地位を確認することにする。

早良親王は光仁天皇の第二子で、母は高野新笠、桓武天皇の同母弟であり、桓武の即位とともに立太子することになった。彼の立太子する以前の具体的な動向については、『一代要記』⁽⁸⁾、『大安寺崇道天皇御院八嶋両処記文』⁽⁹⁾、『東大寺要録』(卷三供養省之余)⁽¹⁰⁾などが早良親王の記事を伝えている。しかし、ここには早良親王が若年で出家し、二十一才で受戒し、最初東大寺の編纂院に居住したが、神護景雲年間に大安寺に移り、宝龜六年頃までそこに居住していたという出家のことが見えるのみである。ところが山田氏の研究により、早良親王が立太子する以前の動向が明らかにされた。

すなわち山田氏は、宝龜六年(七七五)に淡海三船が撰述した『大安寺碑文』⁽⁹⁾に、「寺内東院皇子大禪師者、是淡海(天智)聖帝之曾孫、今上天皇(光仁)之愛子也」と見える人物、及び宝龜二年から宝龜十年にかけての正倉院文書中の五箇所⁽¹⁰⁾に「親王禪師」「禪師親王」と見える人物、さらには『東大寺要録』巻七雜事に収められている「東大寺權別当実忠二十九カ条事」に「親王禪師」「朝廷宮禪師」と見える人物が、早良親王であることを明らかにされた。

また、「東大寺權別当実忠二十九カ条事」から、宝龜二年に親王禪師と良弁僧正が大仏殿副柱の建立を実忠に命じていること(第四条)、宝龜五年から九年にかけて親王禪師の命により、実忠は寺主の政をとり(第十七条)、宝龜十一年には親王禪師の命により、東大寺造瓦別当となつてゐること(第十三条)から、早良親王は、大安寺に住した宝龜年間、東大寺造営に尽力しており、その発言力が、東大寺少鎮や寺主などの要職を歴任した地位にあつた実力者実忠に指令を与えることができるほど、極めて大きいことに注目された。

さらに天平勝宝三年(七五一)八月十四日付俱舍衆牒(正倉院文書)の年月不明の端書に、親王禪師の命により造東大寺司が一切経目錄二巻を内裏に進上したことがみえることから、直接親王は造東大寺司の官人ではないが、造東大寺司に対して指導的な立場にあつたとされた⁽¹¹⁾。すなわち、早良親王は『大安寺碑文』によれば神護景雲二年に東大寺から大安寺に移住したのであるが、早良親王と東大寺の關係は断ち切られておらず、光仁天皇即位とともに親王となつた後も還俗せずに、依然

「東大寺及び造東大寺司に対して大きな発言権を有し」ていたのである。それでは、このような発言力を有する親王禪師の宗教界における地位、具体的には東大寺における地位とはどのようなものであつたのか。山田氏の研究をふまえて、高田氏は実忠への指令者という観点から、早良親王の東大寺における僧侶としての地位を検討された。

まず高田氏は、「東大寺權別当実忠二十九カ条事」を通覧すると、実忠に指令を与えている人物は、親王禪師の他には良弁僧正のみであること、親王禪師以前に実忠に指令を与えていた人物は良弁僧正であること、ほぼ宝龜初年を境にして良弁僧正から親王禪師へという指令者の交替が窺われることに注目された。『東大寺要録』(巻五諸宗章)所引の「東大寺華嚴別供縁起」には、良弁がその臨終(宝龜四年閏十一月二十四日卒)に際して、「花嚴一乘」を早良親王に付属したという記事がある。「花嚴一乘」については東大寺の根本教義である華嚴宗の教学面のみを指すのか、それを含む東大寺の経営全般を指すのかは詳らかではないとしつつも、良弁から親王禪師へ華嚴宗の重大事の継承が行われたという伝承が、東大寺に伝えられていることから「少なくとも実忠への指令者という観点においては、親王禪師は良弁僧正の後継者と考えられる」と結論づけられた。さらに、「東大寺華嚴別供縁起」から、東大寺において親王禪師は僧正良弁の後継者であつたと推定された。

ところで、良弁の東大寺における地位は、東大寺僧中、最初に僧綱に補任され長くその地位を保ち、ついに最高位の僧正に至り、寺内におけるその地位は、他の僧の追隨をまったく許さない高いものであつた。また、良弁の有する具体的な権限については、「東大寺權別当実忠二十九カ条事」の第一条からは「寺内一事已上」、すなわち寺内行政全般を統括する権限が公認され、「檢校造寺政」、すなわち造東大寺司の行政に関与し、それを指揮する権限も与えられたことが伺える⁽¹²⁾。つまり良弁は寺内行政全般の統括権と造東大寺司の指揮権とを合わせ持った最高指導者であつた。親王禪師はこのように、東大寺、造東大寺司の最高指導者としての地位にあつた良弁の後継者として指名されたのだつた。

聖武朝以後、奈良時代を通じて東大寺は仏教界における最大勢力であつたことは周知の事実である。親王禪師が良弁没後、東大寺を代表する地位に就いたことは、彼が仏教界を代表する地位に就いたといつても過

言ではあるまい。

そして、上記のような地位・権限を有する早良親王禪師は光仁天皇讓位、桓武天皇即位とともに、僧侶の身でありながら立太子されることになったのである。

以上、本節では、先行研究に頼りながら、立太子以前の早良親王が仏教界を代表する地位にあったことをみてきた。早良親王がこのような仏教界を代表する地位にあったことと、かれが複数存在する皇太子候補のなかから選ばれ立太子されたこととは無関係ではないと思われる。またこの早良親王禪師の突然の立太子は、長岡京遷都とも深く関係していると思われる。さらにはこの立太子が誰の意図によるものであったかという疑問も残る。これらの疑問に答えて初めて早良立太子の意義が明らかになるものだと思う。

第二章 光仁朝・桓武朝における仏教統制政策の変化

それでは、早良親王が立太子する背景にはどのような政治状況があったのだろうか。そこで本節では、光仁朝と桓武朝初期の仏教政策を検討し、そのなかに見られる政策の変化から光仁天皇から桓武天皇を中心とする政治勢力への政治権力掌握の転換を指摘し、また光仁・桓武朝の仏教改革が何を目指したものであるかについても考察しようと思う。

1 桓武天皇を中心とする政治勢力の形成

奈良時代を通じて、天武系皇統の歴代天皇の中でも特に聖武朝から称徳朝にかけての時期には仏教への過度なる依存がみられ、称徳朝にあっては、崇仏が昂じて法王道鏡の出現にいたり、僧侶の高官への登用、私度僧の増加など政界、仏教界の混乱がみられる。称徳天皇没後、そのあとを継いだのが光仁天皇である。光仁天皇即位により、天武系皇統にヒ

リオドがうたれ、天皇家の血筋は天智系皇統に移ることになる。光仁天皇に白羽の矢が立ったのはおそらく称徳天皇の意志であった⁽¹³⁾と思われるが、皇統の交替とともに即位した光仁天皇に対して、宇佐八幡宮神託事件という天皇制の危機を目の当たりにし、称徳・道鏡政権を快く思わなかった貴族層が大きな期待を抱いたことは想像に難くない。

このような状況のもとで即位した光仁天皇は、即位と同時に仏教界の改革という政治課題を背負うことになった。すなわち、天智系皇統の天皇の出現とともに、天武系皇統の天皇が推し進めてきた過度の崇仏政治に楔が打ち込まれ、仏教政策に転換が訪れるのである。

まず、光仁朝の仏教政策を見ていこう。宝龜元年八月四日に称徳天皇が没すると、同月二十一日すぐさま道鏡は造下野国葉師寺別当に左遷され、翌日には道鏡の弟弓削浄人らは土佐に流された。十月一日には光仁天皇が即位し、二十八日には道鏡政権下で禁止されていた僧尼の山林修業が解禁された⁽¹⁴⁾。その後宝龜二年から三年にかけては、仏教統制政策が打ち出される。宝龜二年正月四日には、僧尼の度縁に道鏡の印を用いるのをやめ再び治部省の印を用いることにし⁽¹⁵⁾、同年閏三月十五日には、僧尼の風儀を取り締まる目的で威儀法師六員を設置し⁽¹⁶⁾、同年八月二十六日には、僧綱と十二大寺に印を頒つた⁽¹⁷⁾。そして翌三年三月六日には十禪師を置き、淨行の僧を選んでこれに任じた⁽¹⁸⁾。このように宝龜年間初頭には、それまでの種々の問題を引き起こした過度の崇仏政治の反省として、一連の仏教統制政策が打ち出された。その課題がいったん達成された宝龜三年あたりを堺にして一旦、仏教統制政策は史料の上からは姿を消すことになる。

ところが、光仁朝末期の宝龜十年に至って、ふたたび仏教統制政策が打ち出される。宝龜十年八月二十三日には僧尼の名籍を整理し⁽¹⁹⁾、次いで同年八月二十六日には諸国分寺の僧尼で京に住するものを帰国せしめて⁽²⁰⁾。そして同年九月十七日には、私度を取り締まり、正当な

僧侶には公験を与えることにしている⁽²⁾。このようにはつきりと政策として仏教界に対する統制策が矢継ぎ早に表れてくる。

さらに光仁朝末期の仏教界に対する姿勢をもっとも端的に示すものとして注目されるのが、『統日本紀』宝龜十一年正月二十日条の詔である。この詔は同月十四日に雷によって京内の数寺が焼失したことに對して出されたものである⁽²⁾、そこには、

頃者彼蒼告譴災集上加藍。眷言于茲情深悚悼。於朕不徳雖近此尤。於彼桑門寧亦無愧。如聞繼侶行事与俗不別。上違无上之慈教。下犯有國之道憲。僧綱率而正之。孰其不正乎。又諸國國師。諸寺鎮三綱。及受講復者。不顧罪福專事請託。買復居多侵損不少。如斯等類不可更然。宜修護國之正法。以弘轉禍之勝縁。凡厥梵衆。知朕意焉。

とあるように、一応自らの不徳を恥じているものの、天災が諸寺の伽藍に集まる現象があるとして、「彼の桑門において、寧んそ亦愧ることなけんや」と、強い調子で仏教界に譴責を加えている。そしてこうした事態をまねいた原因として、僧侶の行いが俗人と区別のないこと、諸國の國師、諸寺の鎮、諸寺の三綱など罪福を顧ずに請託を事とし不正を行なっていることの二点を特に指摘し、雷火の原因を僧侶の濫行のせいだと決めつけている。従来、天変地異が起こったときには、まず天皇が自らの不徳を恥じ、ひたすら仏門にすがるといのが通例であった。この詔にみられるような仏教界に対する批判的な姿勢は、それまで、まったく見られなかったものである。

また同じく宝龜十一年六月には封百戸を秋篠寺に施入し、それを一代限りとする⁽³⁾こと、東大寺の封五千戸の内、官家修業諸仏事分二千戸を別庫に収納すること⁽⁴⁾など、寺院財政に対する統制も強化されている。

続いて、桓武朝の仏教統制政策に目を移すと、延暦元年（七八二）四

月一日の詔で「仏廟云⁽⁵⁾に華んぬ⁽⁶⁾」と明言し、延暦二年十二月には京内諸寺の賤財出挙の利息一倍以上を禁じ⁽⁷⁾、延暦三年十二月には寺家の山林藪沢の占有を禁じる⁽⁸⁾などの経済統制策が打ちだされた。また延暦四年五月には僧尼の村里への出入りを禁止し⁽⁹⁾、同年十月には僧尼が山林または寺院で陀羅尼を誦み、所怨を報じるために、禮法を行い呪詛を⁽¹⁰⁾にする⁽¹¹⁾ことを禁じる⁽¹²⁾など、僧尼の行動に関する統制も強化されている。なかでも注目されるのは長岡京遷都と深く関係すると思われる延暦二年六月十日太政官符⁽¹³⁾、いわゆる私寺建立禁止令である。この私寺の新立の禁止により、翌年に断行された長岡京遷都にともない奈良の諸大寺は旧京に取り残されることになり、政治と宗教との空間的分離がなされた。このことから私寺建立禁止令が長岡京遷都を念頭において出された政策であることは明白であるとおもわれる。

以上、光仁朝から桓武朝初期の仏教統制政策を見てきたが、宝龜初頭と宝龜末期との仏教界への統制政策と比べると、宝龜十一年正月の詔にみられるような、従来みられなかった仏教界への批判的姿勢、それに続く寺院財政に対する統制など、明らかに宝龜末年に至り統制が強化されているように思える。さらにこの光仁朝末期の仏教界に対する積極的な統制は、桓武朝初期の一連の寺院財政、僧尼の行動に関する厳しい仏教統制策と一貫性を有するものだと思われる。

このような仏教政策の変化を、政治上上どのように理解すべきであろうか。私は高田淳氏の見解に注目したい。高田氏は特に宝龜十一年の詔に着目し、この時点から仏教政策の基調は統制強化へと大きく転換したとして「桓武朝初期の統制的施策を主導した桓武天皇を中心とする政治勢力が、すでに宝龜末年のこの段階で、政策立案の実権を掌握しつつあったことの表れと理解できるのではないか」と述べられている。

私は以下の点から高田氏の見解を支持したいと思う。第一に、宝龜十一年の翌年の天応元年には光仁天皇は桓武天皇に讓位し、桓武は辛酉年

即位に成功しているが、実は天応元年は元旦に辛酉日を持ってくるという曆の人為的操作を行い、かつ元旦に辛酉日に改元しているのである³⁾。ここには桓武を中心とする政治勢力が、辛酉年・辛酉日改元・辛酉年即位を華々しく演出するための作爲が強く感じられる。まだ皇太子の身分であった山部親王が曆、元号を替えることが可能であり、その年にあわせて自分が即位することができたことは、宝龜末年には桓武が政策立案の実権を握っていたことの有力な傍証となるのではなからうか。第二に、天応元年には光仁天皇は七十二才の高齢に達しており、年齢的な面からも政界からの引退ということも考慮に入れるべきであろう。

このようにみえてくると、桓武天皇を中心とする政治勢力が、宝龜末年に実権を握っていたと考えてもよからう。

ところで、桓武天皇を中心とする政治勢力とはどのようなもので、どのようにして形成されてきたのだろうか。そもそも天智系皇統である光仁天皇が称徳天皇の後に天皇に立てられたのは、聖武の娘である井上内親王を妻にもち、その間に出生した聖武の孫にあたる他戸親王の存在があったからで、光仁天皇が即位した時点で天智系皇統が確立されていたのではなかった。

ところが宝龜三年、井上皇后が魘魅の罪で廃后され、五月に他戸親王が大逆の罪で廃太子されると、翌年正月に山部親王が立太子することになり、ここにはじめて天武系皇統は廃絶し、天智系皇統が樹立するに至る。そこには当然、貴族層の新たな皇統のもとに再結集しようとする動きがあったと思われる。彼等が山部親王を背後から支える母体、すなわち桓武天皇を中心とする政治集団となっていたのであろう。皇統交替直後という政治権力の不安定な時期に桓武を中心とする政治勢力は、その政権の権威づけとして、中国の讖緯説に倣い、天命が改まる辛酉革命の年に即位(天応元年、七八一)し、政令が改まる甲子革命の年の遷都(延暦三年、七八四)を意識していたものだと思われる⁴⁾。そして、い

よいよ辛酉年即位が近づいてきた光仁朝末期から、政治改革の構想を行動に移していったのではないだろうか。

2 光仁・桓武朝の仏教改革の目指したもの

奈良時代、聖武朝にいたり、極度の崇仏政治を迎えたといっても過言ではない。聖武天皇が即位してから、天平年間に入り、飢饉・天然痘の流行、さらには筑紫での藤原広継の反乱などにより、国内は混乱の状態に陥っていた。聖武天皇はこれらの状態を打破するために仏教に救いを求めた。天平九年(七三八)三月三日に国毎に釈迦仏像、菩薩を造らせ、大般若経を写させる詔を出した⁵⁾。ことはその例である。そして天平十三年には国分寺、尼寺建立の詔を出し⁶⁾、天平十五年には大仏造立の詔を出した⁷⁾。国分寺建立の詔の中には「我ら四王、常に來たりて擁護して、一切の災障、皆消殄せしめ、憂愁疾疫も亦除き差えしめ」とあり、仏教の加護により天下泰平を願ったことが窺われる。

このような一連の崇仏政治が行われていくなか、天平勝宝元年(七四九)四月一日、聖武天皇は陸奥国から大仏の鍍金に用いる砂金が献上されたことを、橘諸兄を遣わして盧舍那仏に報告した。『続日本記』同日条には、

天皇幸^ニ東大寺^一。御^ニ盧舍那仏像前殿^一。北面^ニ対^シ像^ヲ。(中略)勅遣^ニ左大臣橘宿禰諸兄^一。白^ク仏。三宝^ヲ奴^レ止^シ。奉^テ天皇^ニ命^シ盧舍那仏像^ヲ大^ニ前^ニ奏^シ賜^ハ止^ス。...

とあり、詔により聖武天皇は公式の場で自らを「三宝の奴」と宣言したのである。石母田正氏は、「政治的君主が同時に「三宝の奴」という資格において知識衆の一員となり仏寺造営に参加するという側面が、従来存在しなかった国家と宗教との新しい結合の仕方を示した」とされ、そこに国家と仏教との結合の在り方の「原形的転換」を求められた⁸⁾。すなわち、従来両者の結合の仕方の基本原則は、「仏教を国家の体制と秩

序の内部に包摂することつまり「国家が主体」であった。ところが、天平期に国家と仏教との結合の仕方、「原理的転換」が生じ、「国内的な存在としての仏教が、国家を超越した主人」に転換したのである。

そして、この「原理的転換」はそのまま、聖武天皇の女である称徳天皇の治世にまで引き継がれることになる。称徳朝には西大寺、西隆寺などの造営、諸国分寺の復興が活発に進められたほか、諸寺への財物施入、道鏡の身辺者の高官への登用等が行われ、私度僧の増加といった現象もみられる。

なかでも、この「仏教が国家を超越した主人」に転換したことを象徴する事件として、宇佐八幡宮神託事件に注目したい。宇佐八幡宮神託事件については、古来より様々な形でこの事件の謎を解き明かす試みが成されてきたが、河内祥輔氏が、聖武に連なる直系皇統の存続という観点から明快に論じられた。氏の見解をまとめると以下のとおりである。称徳天皇は聖武天皇直系の皇統の存続を至上命題として捉えたが、聖武天皇には皇子が存在しないため、聖武天皇の女である井上の子、つまり、聖武天皇の孫にあたる聖武直系の血を引く他戸を将来皇位に即けることによって聖武の直系皇統を守ろうとしたのである。しかしそこで他戸の皇位継承に関してひとつの問題が浮かび上がる。他戸は幼少であり、無事に成長して皇位に即く日まで、称徳や井上が生きて見守ることができるか。答えは否である。かくして、称徳天皇は他戸を守護する力を仏教に求めた。天皇制は仏教によって守られるという信仰である。そして、その仏教は道鏡によって体現されるのである。称徳天皇は他戸を天皇に擁立するまでの間、他戸の庇護者として道鏡を皇位に即け、仏教の加護により聖武直系の皇統を守ろうとしたのである。

ここで注目すべきは、聖武直系を守るために、一時的とはいえ天皇家とは全く関係を持たない僧侶である道鏡を皇位に即けようとした、換言すれば天皇制を仏教により守ろうとした称徳天皇の仏教に対する意識で

ある。この称徳天皇の意識の原点には、聖武天皇がかつて自らを「三宝の奴」と称したこと象徴される、天皇制と仏教との逆転した関係が存在している。宇佐八幡宮神託事件に象徴される称徳朝における種々の問題の根底には、聖武朝に生じた国家と仏教との結合の逆転関係が存在するのではないだろうか。

それでは宇佐八幡宮神託事件を当時の貴族層は、どのように捉えたであろうか。まず貴族たちにとって天皇は神であり、その神はあくまで仏教よりもすべてにおいて上位に位置しなくてはならなかった。故に称徳天皇の行おうとした天皇の位に僧侶を即かせようとした行為は、神の位に仏がとってかわるということであり許されることではなかったであろう。それが和氣清麻呂がもたらした宇佐八幡神「我が国の君臣の分定まれり。道鏡は悖逆無道、神器を望むをもって神震怒し、その祈りをきかず。天つ日嗣は必ず皇緒を統げよ」という神託であった。当時この天皇制の危機ともいえる事件を目の当たりにした見識のある貴族たちは二度とこのような事件を起こしてはならないと誓ったに違いない。そのためには、この事件の根底に存在する天平期に生じた天皇を含む国家と仏教との結合の仕方、「原理的転換」を再転換する必要があると感じたのではないだろうか。とすると自らを「三宝の奴」と称した聖武天皇の直系にあたる天皇は歓迎されない。こういう理由から他戸皇太子は井上皇后とともに魔魅の罪によって廃され、国家と仏教との結合の仕方の再度の「原理的転換」という貴族達の期待を、父光仁天皇とともに背負わされ、山部親王が立太子されたのではなからうか。山部立太子の背景にはこのような事情があったと推測したい。

このように、皇統の交替とともに成立した光仁朝、そして、天智系皇統を確立させた桓武朝に課せられた政治課題のひとつは、この国家と仏教との結合の仕方を天平期以前の結合の仕方の状態に再度、「原理的転換」させることであつたと思われる。このことは「仏教を国家の体制と秩

序の内部に包摂すること」であり、過度の崇仏政治から、再度、仏教を律令国家のもとにコントロールする体制へ転換させることであった。光仁朝の初期に行われた威儀法師六員の設置、または十禪師の設置などの称徳朝には見られなかった仏教界の改革、桓武朝において、頻繁に行われた僧尼の行動や規律に関する取り締り、寺院財政への干渉等の仏教統制の強化は、この再度の「原理的転換」を目指したものであろう。

なかでも再度の「原理的転換」を大きく推進することを可能ならしめた政策として、桓武朝初期に仏教統制が強化されていくさなかに断行された長岡京遷都に注目したい。

長岡京遷都により旧京とされた奈良朝末期の平城京はどのような都であったのか。平城京は大寺院が多く存在する仏教勢力の本拠地であった。そして聖武天皇や称徳天皇に象徴されるように、仏教界と深い関係を保つ天武系皇統の都であった。また、天武系皇統の都であるが故に、仏教との関わりを深く持つ皇族、貴族が多く存在したであろう平城京においては、桓武が立太子、即位した後も、天皇が「三宝の奴」であるという觀念は、多くの皇族、貴族、そして民衆の中にまで根深く息づいていたのではないだろうか。

このような都で、果たして桓武が政治課題として与えられた再度の「原理的転換」が可能であっただろうか。寺院が所狭しと並び、また早良親王に代表されるように仏教との関わりを深く持つ皇族、貴族が存在する平城京において、再度の「原理的転換」は至難の技であろう。このように考えると、長岡京遷都は、桓武朝の政治課題である再度の「原理的転換」を成し遂げるための最も有効な施策であった。

また、再度の「原理的転換」が仏教を国家のもとに再度、統制することを目指すものであるという観点から、桓武朝になされた得度制度の強化に注目したい。

本来、得度制度は、出家修道を願う者のなかで、僧尼となるに相応し

い者が選ばれ、国家から僧尼となる許可(度牒)を与えられる制度であり、国家の許可を得ないで出家することは私度として禁止され犯罪とされた。得度制度は僧尼と俗人とを区別するための制度でもあり、国家が僧尼を統制し、隸属させる制度でもあった。つまり得度制度は国家が仏教を統制するための最も有効な手段のひとつである。

称徳朝には私度僧の増加、僧侶の世俗化といった問題が生じていた。私度僧は僧尼という身分上、課役を免除されているために、私度僧の増加は、諸官大寺造営、諸国分寺の復興政策、諸寺への財物施入等とともに国家財政窮乏の原因となっていた。また、僧尼の世俗化は神護景雲元年の設齋においては「僧侶進退無復法門之趣」。拍₍₁₎手歡喜一同₍₂₎俗人₍₃₎という状態であった。このような称徳朝における私度僧の増加は、度牒を得た者のみが僧尼として認められるという得度制度が、制度としてうまく機能していないことに、僧尼の世俗化は、度牒を得るに相応しくない者に度牒を与えている得度制度の弛緩にそれぞれ原因の所在を求めることができる。つまり称徳朝に見られる僧尼の頽廢は、得度制度の弛緩にその原因を求めることができるであろう。

光仁・桓武朝においては、しばしば私度の取締り、僧尼の行動・規律に関する取締りなどが行われ、僧尼の清浄化がすすめられたが、延暦期中盤になると、僧尼得度の正統の方法である年分度者制の改革に着手した。延暦十二年には、度者簡試の暗誦は漢音によるべきことを定め₍₄₎、延暦十七年にはそれまでの度者簡試基準に大きく改正を加えている₍₅₎。その内容は、三十五才以上で、「操履已定、智行可崇、兼習正音」者で、かつ僧綱が「所習経論」について「惣試大義十条、取通五以上者」というものであった。天平六年の太政官奏では基準として「闡誦法華經一部、或最勝王經一部。兼解礼仏浄行三年以上」と₍₆₎されている。

これらの制度改革により、国家の監督のもとに優良な僧侶を輩出する

体制が強化された。すなわちこれは国家の仏教界に対する統制がより強化されたものとして捉えることができ、光仁・桓武朝に課せられた政治課題の一つの結着であったとも捉えることができるのではないだろうか。

ちなみに蘭田香融氏は、延暦十七年の改革において「大義十条」を課していることから、「天平期の国家仏教が僧尼に期待したものは、經典の暗誦と礼儀作法の熟練であったが、延暦政府の要求したものは、「論」を中心とした解義の能力であった」とされ、「僧尼育成のプリンシプルは、ここに暗誦より解義へ、儀式より学業へと百八十度の転換を見た」と評価されている⁽⁴³⁾。

以上、早良親王禪師の立太子する前後、すなわち光仁朝から桓武朝初期にかけての仏教統制政策の「原理的転換」は以上のようなものであった。それでは早良立太子はこのような状況でどのような意味をもっているのか、また長岡京遷都とどう関わってくるのだろうか。次節では冒頭の問いに対する解答として、早良立太子を当時の政治史のなかに位置付けることにより、その意義を明らかにしたい。

第三章 早良立太子の意義—長岡京遷都に関連して—

早良親王はすでに述べたように、「親王禪師」という称号を有し、仏教界の頂点である東大寺の最高指揮者であった良弁の有した権限を継承し、良弁没後の光仁朝の東大寺、造東大寺司の最高指揮者の地位にいた人物であった。その早良親王が天応元年、桓武即位とともに突然立太子されることとなる。ここに仏教界と深いつながりをもつ僧侶出身の皇太子が出現した。

それでは早良親王はどのような経緯により立太子することとなったのであろうか。本節ではこのことを長岡京遷都との関連から指摘し、早良立太子の意義について言及してみたい。

早良立太子の経緯について高田氏は、以下のような見解を示している。次期皇太子選出にあたり、山部皇太子が強く推したのは、山部皇太子の嫡子安殿王であった。それに対して讓位する側の光仁天皇からの立場から言えば、孫の安殿王が立太子して、桓武新帝に権力が集中するよりも自分の子の 田親王なり早良親王なりを立太子させて新帝を牽制させたほうが、讓位後もある程度影響力を保持する上で都合がよい。そこで光仁天皇は、当時の公卿で山部皇太子と親和的でなかった藤原原名や藤原浜成等と結びついた。彼らも安殿王の立太子により桓武新帝の権力が強大になることは好まなかった。こうした対立の中から候補として浮かび上がったのが、早良親王であり、桓武側は、ぜひとも辛酉年即位を実現しなければならぬ必要性から、妥協に応じたものとしている。つまり「早良立太子は、いわば辛酉年即位をめざす山部皇太子を中心とする勢力と、安殿親王の立太子を阻もうとする光仁天皇を中心とする勢力との妥協の結果であったと思われる」と結論を出されている。

しかし、私はこの高田氏の見解には以下の点で従うことができない。まず第一に、光仁天皇は讓位後も自らの影響力を残そうとしたという点である。光仁天皇は桓武天皇への讓位の詔⁽⁴⁴⁾の中で、病と老齢のため余命もそれほどないとして讓位する理由を述べている。光仁天皇は讓位当時七十二才という高齢である。この詔の中からは政界に対する未練は見えてこない。第二に、桓武天皇側と光仁天皇側の対立という図式と、それによる妥協という形での早良の立太子に対する疑問である。まず桓武天皇は、光仁天皇の喪期の延長を願ったことにもみられるように父光仁天皇の崩御に対する哀惜には非常なものが⁽⁴⁵⁾あり、父子の間に対立があったとは思えない。そして、第二章で述べたように、宝龜末年には桓武を中心とする政治勢力は実権を握っていた。事実、先述したように桓武天皇が即位する年には、桓武天皇等により曆の人為的操作と元旦改元がなされている。こうしてみると、この時期には皇太子山部親王を中心

とする政治勢力は光仁天皇の下で実権を掌握したのであり、両者の対立、妥協という形はありえないのではなからうか。そこで私は、以下に述べるとように、早良親王を立太子させたのはこの時期に実権を握っていた桓武天皇を中心とする政治勢力の意志であると考えたい。

すなわち、この時期は第二章で確認したように、仏教関係者に政治への介入をさせないように、種々の政策がだされ、仏教界に対する統制が強まっていた時期である。この統制の強化は明らかに桓武を中心とする政治勢力の意図であるが、仏教界を代表する地位にあった早良親王を政治の中心である皇太子に就けることは、仏教界に政治への介入のきっかけを与えるようで、この時期の仏教統制策とは相反しているようにみえる。しかし私は桓武がある意図をもって早良親王を皇太子に就けたと推測したい。

これに関連して本郷氏が鋭い指摘をされている。氏は光仁朝における親王禪師の役割について「光仁朝の立場からすれば、親王禪師早良を通じて東大寺の僧侶や関係官人との融和をはかり、皇統の交替を経て成り立った政権に対する反感を逸らすと同時に、必要な政治改革への協力を期待したものと考えられる」と述べられている。

私は桓武天皇を中心とする政治勢力が、光仁朝において親王禪師が果たした役割の延長上にある考えから早良親王禪師を立太子させたのだと思う。この桓武即位前後の時期は、仏教統制が強化されていく時期である。その後、延暦年間にはさらに厳しい仏教統制が予定されており、その時の仏教界における不満は少なからうはずがないと予想される。桓武天皇は仏教界の代表者というべき立場の早良親王を皇太子に就けることで、仏教界との融和をはかり、仏教統制政策の推し進めに対する反感を逸らし、また仏教界に募る不満を早良皇太子に抑制させようとしたのではなからうか。

それではなぜ彼を親王禪師のまま仏教界の不満を抑制させずに立太子

させる必要があったのか。辛酉年即位を成功させた桓武天皇の構想の中には、讖緯説に倣って、甲子の年に新都を建設することがあった可能性は十分に高いと思われる。仏教統制策が、従来の仏教界の規律を正したり、財政面に関する干渉にとどまるならば早良親王は親王禪師のままでもよかつたと思われる。しかし寺院をとまわらない長岡京遷都に対するは仏教界の反発は、従来の仏教統制策の比ではないことは想像に難くない。ここに早良立太子の意義があるように思われる。長岡京遷都に対する仏教界の反発を早良親王に抑制させ、従わせるためには、早良親王を一時的に皇太子という地位に就け、従来よりさらなる仏教界との融和、仏教界への配慮が必要だったのである。

おわりに

本稿では、長岡京遷都問題と関わらせて早良立太子の意義について論じてみた。早良親王についてはいまだ謎の部分も多いが彼の立太子に関しては、本稿で述べたように長岡京遷都と深く関わっていたように思える。早良親王を立太子させたのは桓武天皇を中心とした政治勢力の意思であり、仏教勢力の代表者とも言うべき立場の早良親王を政治の中心である皇太子に就けるといふ一見不可解な行動の真意は、その後、一層厳しくなる一連の仏教統制と、特にその政策の一環である寺院をとまわらない遷都に対する仏教勢力の反発を早良皇太子に緩和させることにあったであろう。そして遷都が実行されると、仏教界の代表者という、桓武天皇を中心とする政治勢力にとって厄介な立場にある早良皇太子は、藤原種継暗殺事件に関わったとして廃太子され、政界から抹消されることになるのである。その結果、桓武天皇の息子があとを嗣ぐことになる。結局、早良親王禪師は桓武天皇等に利用されたと考えられるが、これこそ桓武天皇の描いたシナリオではなかつたかと思う。またこのことは、

長岡京遷都が仏教統制を念頭においた遷都であったことを示すものでもある

注

- (1) 喜田貞吉「長岡遷都考」(『喜田貞吉著作集5 都城の研究』所収 一九七九年)など。
- (2) 滝川政次郎「革命思想と長岡遷都」(『法制史論叢第二冊 京制並びに都城制の研究』一九六七年、角川書店)、林陸朗「長岡京の謎」(一九七二年、新人物往来社)など。
- (3) 山中章「長岡京・平安京の実像」(『歴史考古学』一九九五年 放送大学教育振興会)、古瀬奈津子「官の構造と政務運営法―内裏・長堂院に関する一考察―」(『史学雑誌』九三編七号)など。
- (4) 山田英雄「早良親王と東大寺」(『南都仏教』一二号 一九六二)。以下、氏の見解はこの論文に拠る。
- (5) 本郷真紹「光仁・桓武朝の国家と仏教―早良親王と大安寺・東大寺―」(『仏教史学研究』三四卷一号)。以下、氏の見解はこの論文に拠る。
- (6) 高田淳「早良親王と長岡遷都―遷都事情の再検討―」(『日本古代の政治と制度』一九八五年、統群書類従会成会)。以下、氏の見解はこの論文に拠る。
- (7) 『改定史籍集覧一』通記類第二。
- (8) 『大日本仏教全書』第八十四卷、寺誌部二。
- (9) 『寧楽遺文』下巻。
- (10) 天平勝宝三年八月十四日俱舍衆牒年月日不明端書(『大日本古文書』三一五二三)、宝龜二年奉写一切経料墨紙筆用帳案(『同』十八一四五七)、宝龜四年倉代西端雜物出入帳(『同』二十一―二三六)、宝龜十年十二月六日親王禪師葛請文(『同』二十三―六五)、

宝龜十年双倉北雜物出入帳(『同』四―一九九)。

- (11) 山田前掲論文。
- (12) 高田前掲論文。
- (13) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(一九八六年、吉川弘文館)。
- (14) 『続日本紀』宝龜元年十月二十八日条。
- (15) 『続日本紀』宝龜二年正月四日条。
- (16) 『続日本紀』宝龜二年閏三月十五日条。
- (17) 『続日本紀』宝龜二年八月二十六日条。
- (18) 『続日本紀』宝龜三年三月六日条。
- (19) 『続日本紀』宝龜十年八月二十三日条。
- (20) 『続日本紀』宝龜十年八月二十六日条。
- (21) 『続日本紀』宝龜十年九月十七日条。
- (22) 『続日本紀』宝龜十一年正月十四日条。
- (23) 『続日本紀』宝龜十一年六月五日条。
- (24) 『類聚三代格』卷八、封戸事、大同三年三月二十六日太政官符所引宝龜十一年十二月十日太政官符。
- (25) 『続日本紀』延暦元年四月朔日条。
- (26) 『続日本紀』延暦二年十二月六日条。
- (27) 『続日本紀』延暦三年十二月十三日条。
- (28) 『類聚三代格』卷三、僧尼禁忌事、延暦四年五月二十五日太政官符。
- (29) 『類聚三代格』卷二、修法灌頂事、昌泰四年二月十四日太政官符所引延暦四年十月五日太政官符。
- (30) 『類聚三代格』卷十九、禁制事、延暦二年六月十日太政官符。
- (31) 清水みき「桓武朝における遷都の論理」(『日本古代国家の展開』一九九五年、思文閣出版)。

- (32) 滝川前掲論文。林前掲論文。
- (33) 『続日本紀』宝亀六年十月十九日条、『続日本紀』宝亀七年五月三十日条、『続日本紀』宝亀八年三月二十一日条など。
- (34) 桓武朝には仏教統制が強化されるが、それは決して廃仏的、反仏的なものではないので、聖武朝、称徳朝などを親仏的と表現するのは必ずしも適切ではないと思われる。しかし本稿では仏教を律令国家のもとにコントロールしようとした桓武朝の国家体制に対して、便宜上それと区別するために、仏教に国家安泰を依存する国家体制を指して親仏的という表記をもちいることにする。
- (35) 『続日本紀』天平九年三月三日条。
- (36) 『類聚三代格』卷三、仏事下、国分寺事、天平十三年二月十四日勅。
- (37) 『続日本紀』天平十五年十月十五日条。
- (38) 石母田正『日本古代国家論 第一部』（岩波書店 一九七三年）。
- (39) 『続日本紀』神護景雲元年
- (40) 『類聚国史』卷一八七 仏道十四 度者。
- (41) 『類聚国史』卷一八七 仏道十四 度者。
- (42) 『類聚三代格』卷二、年分度者事、天平六年十一月二十日太政官奏。
- (43) 蘭田香融「平安仏教の成立」（『日本仏教史一・古代篇』第四章、一九六七年）。
- (44) 『続日本紀』天応元年四月三日条。
- (45) 林陸朗「桓武天皇の政治思想」（『平安時代の歴史と文学・歴史篇』一九八一年山中裕編 吉川弘文館）。
- （付記）本稿は、一九九七年一月に提出した卒業論文の一部を補訂したものである。改稿過程で、就実女子大学非常勤講師の菅真城氏から貴重なアドバイスをいただいた。記して感謝の意を表したい。

〈研究室だより①〉

思えば、下向井先生とは四年の長きにわたりお付き合いさせていただきました。今後、皆の顔に小じわが見え、体力が衰え、先生の体型が一層ご立派になられても、きつと下研の団結は変わることはないでしょう。僕がぬけない限り。妄言多謝。（一九九八年三月 M08 大迫宣之）

一時期は下向井研究室の住人でしたが、九月を過ぎて以来足が遠のき、しまいには修論提出を大幅に遅らせることとなり反省しております。そんな自分を最後まで励まし指導してくださった下向井先生に心から感謝いたします。（一九九八年三月 M08 吉村晃一）

今年は、修論を頑張って書きたいと思っています。その後の倉橋が楽しみです。（一九九八年四月 M09 石原智則）

今年の研究室は女性に囲まれてもうウハウハ？O迫さんY村さん、もう一年遅かったらよかったのね。今年もオレはギャグ全開！！桜満開（一九九八年四月 M09 岡井真央人）